

知的財産関係事件への総合的な対応強化

平成16年1月27日
司法制度改革推進本部事務局

1 目的

知的財産に関する事件についての審理の一層の充実・迅速化を図るため、裁判所の専門的処理体制の一層の強化、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化、紛争の実効的解決についての関係規定等の整備を行う。

2 検討の方向性の概要

知的財産高等裁判所（仮称）の創設のほか
裁判所の専門的処理体制の一層の強化

知的財産に関する事件についての審理の総合的な対応強化のため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所（知的財産高等裁判所（仮称））を創設する。

また、知的財産に関する事件についての審理において、裁判所調査官が期日において当事者に対する釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して参考意見を述べる等の権限を有すること等の規定を設ける。

営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化

営業秘密の保護を図りつつ侵害行為の立証の容易化を図るため、特許権等の侵害訴訟等において、刑事罰の制裁をもって営業秘密の使用及び開示を制限する秘密保持命令（仮称）の制度を創設するほか、文書提出命令において、文書の提出拒否事由の有無に関するいわゆるインカメラ審理において申立人又はその訴訟代理人等への文書の開示を認める規定を設け、さらに、営業秘密が問題となる訴訟における当事者尋問等の公開停

止の要件及び手続を憲法の認める範囲内で明確に規定する。

紛争の実効的解決

紛争の実効的解決を図るため、特許権等の侵害訴訟等において、特許等が無効審判により無効とされるべきものと認められる場合には、当該訴訟における特許権等の行使を制限するとともに、侵害訴訟等と無効審判の連携を強化するために特許庁が裁判所から侵害訴訟等の関係資料を入手する方法等について規定を設ける。

知的財産関係事件への総合的な対応強化の概要

～ 知的財産関係事件の審理の一層の充実・迅速化のために ～

関連する現行制度等

今般の改正事項(案)

裁判所の専門的処理体制の一層の強化

特許権等に関する訴えの東京 / 大阪地裁への専属管轄, 控訴審の東京高裁の専属管轄(民訴法6条)
5人合議制(民訴法269条の2)
専門委員(民訴法92条の2等)

知的財産高等裁判所(仮称)の創設
裁判所調査官の権限の拡大・明確化等

侵害行為の立証の容易化及び営業秘密の保護の強化

不正競争防止法における営業秘密の保護
秘密保護のための閲覧等の制限(民訴法92条)
書類提出命令(特許法105条)
憲法82条

秘密保持命令(仮称)の導入
いわゆるインカメラ審理手続の整備
営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続を明確に規定

紛争の実効的解決(侵害訴訟と無効審判の関係の整理等)

無効審判制度(特許法123条)
(キルビー最高裁判決)
無効審判の裁量的中止(特許法168条)

無効審判により無効とされるべきものと認められる特許等の権利行使の制限
侵害訴訟と無効審判の連携強化